

“治療費はどの位 かかりますか？”

Q

今度入院して手術し、抗がん剤の治療が開始になります。抗がん剤はとても高額だと聞きました。入院と抗がん剤の治療には、どれ位かかるでしょう？経済的負担が軽くなる方法はないでしょうか？



A

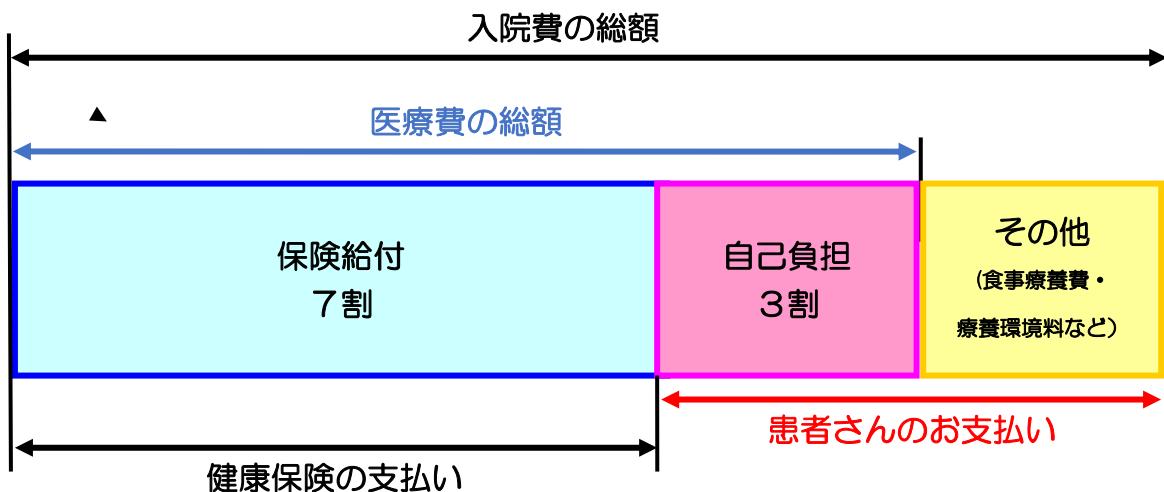
医療費は、確かに大きな問題です。がんの診療の多くは、保険診療（健康保険が適用される診療）で行なわれ、併せて医療費の負担を軽くする制度もあります。

1) 健康保険による医療費の仕組み

保険診療には、診察、各種検査、治療（手術療法・化学療法・放射線療法など）や看護などが含まれています。ただし、入院中の食事代（食事療養費）や差額ベッド代（療養環境料）などは、保険診療の医療費とはなりませんので、自己負担となります。

ここでは70歳未満の方についてご説明いたします。

【例】自己負担3割（保険給付7割）の方の入院費用の場合



日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター

〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町 30-1

TEL: 03-3972-0011 (相談直通) 0570-01-8111 (ナビダイヤル)

次に医療費の負担を軽くする制度についてご紹介します。

2) 高額療養費制度～限度額適用認定証について～

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

入院または高額な外来での治療があらかじめ予想される場合には、事前に各保険者から

「限度額適用認定証」を申請し、病院に提示することで窓口負担を上限額に抑えることができます。または、マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合「限度額適用認定証」がなくても、適用区分がオンライン上で確認ができるため、限度額適用認定証を提示した時と同じく、窓口負担を抑えることができます。

*限度額認定証は保険診療の範囲内であれば、病名を問わず利用でき、1回の申請で認定期間内は使用できます。しかし、保険料の滞納などがあると申請ができませんのでご注意ください。

*マイナ保険証が使用できても、オンライン上に適用区分が反映されていないこともあります。その場合は限度額認定証の申請をお勧めします。

自己負担限度額

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保)標準報酬月額83万円以上 国保)旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当140,100円)
イ	年収約770万円～1,160万円 健保)標準報酬月額53万円～79万円 国保)旧ただし書き所得600万～901万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当93,000円)
ウ	年収約370万円～770万円 健保)標準報酬月額28万円～50万円 国保)旧ただし書き所得210万～600万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当44,400円)
エ	～年収約370万円 健保)標準報酬月額26万以下 国保)旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 (多数該当44,400円)
オ	住民税非課税世帯	35,400円 (多数該当24,600円)

*ただし書所得とは、総所得金額から基礎控除額33万円を控除した額です。

*多数該当の場合とは過去1年間に、3回自己負担限度額に達し、4回目以降に該当する場合を指します。

限度額認定証を使用しても、自己負担の支払いが困難な場合には、生活保護制度などの申請も考慮しなければなりません。申請にあたっては条件があります。

がん相談支援センターまたはソーシャルワーカーに相談するとよいでしょう。

